

3. 中期的な経済財政運営の基本方針

(4) 歳出抑制の目標と基礎的財政収支

着実な経済成長と適切な財政構造改革なくして財政の健全化はありえない。

2006年度までの間、政府の大きさ(一般政府の支出規模のGDP比)は2002年度の水準を上回らない程度とすることを目指し、国・地方が歩調を合わせて歳出改革路線を堅持・強化することとしている。

また、2006年度までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況及び財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。

2007年度以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。

上記の2007年度以降の財政収支改善努力に係る歳入・歳出を一体とした改革の検討に着手し、重点強化期間内にその結論を得る。

4. 構造改革への更なる取組

(包括的かつ抜本的な税制改革)

「基本方針2004」に沿って、「平成16年度与党税制改正大綱」(平成15年12月17日)及び「平成17年度与党税制改正大綱」(平成16年12月15日)も踏まえ、相互に関連する税制改革案を包括的かつ抜本的に検討し、重点強化期間内(注:平成18年度末まで)を目途に結論を得る。

(社会保障の一体的見直し)

少子高齢化が進展する中で、経済・財政と均衡がとれ、将来にわたり持続可能な制度を構築するため、年金、医療、介護、生活保護等社会保障制度全般の一体的見直しを進め、「基本方針2004」に掲げられた課題について重点強化期間内を目途に結論を得る。

生活習慣病対策及び介護予防の推進や、各制度の分担・連携を進めること等により、給付を効率化・重点化し、国民の安心を確保しながら、社会保障給付費の伸びの抑制を図ることが必要である。

こうした観点からも、中期的観点からの社会保障給付費の目標、税・保険料の負担や給付の在り方等、横断的な課題について、できる限り早期に検討を進める。